

1. 送付物に関すること

Q1-1. 封筒が送られてきたが、何か手続きが必要ですか？

⇒ご利用になった生活福祉資金特例貸付について、国が決めた要件にあてはまる方は、手続きをすることによって返済が免除となるので、封筒にはその関係書類が入っています。また、返済が免除にならない方は、貸付金返済のための引き落とし用の口座登録が必要なため、そのための説明書類が入っています。

⇒いずれも手続きが必要なため、まずは封筒を開けて、書類を読んでください。書き方がわからない場合は、封筒に記載している兵庫県社会福祉協議会特例貸付コールセンター0120-552-039に電話してお尋ねください。

【封筒の内容】

- ① 生活福祉資金 新型コロナウイルス特例貸付償還（返済）免除の手続きについて【緑】 1通
 - ② 緊急小口資金等の特例貸付に係る貸付金償還免除申請書【白】 1通
 - ③ 緊急小口資金等の特例貸付に係る貸付金償還免除申請書<記入例>【白】 1通
 - ④ 税務担当窓口について
 - ⑤ 生活福祉資金 新型コロナウイルス特例貸付口座登録の方法【オレンジ】 1通
- 返信用封筒1通（切手は貼らずにお送りください）【青】 1通

Q1-2. 免除申請書が届くと聞いたが、いつ届きますか？

⇒令和4年5月下旬から順次、兵庫県社会福祉協議会が書類を発送します。件数が多いので、順次の送付です。遅くとも6月中にはお手元に届く予定ですが、7月8日になっても届いていない場合は、兵庫県社会福祉協議会特例貸付コールセンター0120-552-039へ連絡してください。

Q1-3. 引っ越ししたが、書類は届きますか？

⇒住所変更の手続きがお済みの場合は、お住まいの住所地に書類が届きます。

住所変更の手続きがまだの場合は、「住所変更届」と「住民票の原本」（3か月以内の世帯全員分、世帯主・続柄あり、個人番号なし、前住所が記載しているもの）を兵庫県社会福祉協議会に提出してください。

Q1-4. 書類を別の場所に送付してもらいたい場合は、どうしたらよいですか？

⇒居住実態の確認を含めて届け出いただいた住所に郵便物を送付しています。このため、送付先を変更することはできません。

⇒住民票の異動が完了していて、住所変更の手続きがまだの場合は、「住所変更届」と「住民票の原本」を兵庫県社会福祉協議会に提出してください。

⇒書類の再発行については、お手数ですが兵庫県社会福祉協議会特例貸付コールセンター宛（0120-552-039）に連絡してください。市区町社会福祉協議会において書類の再発行はできません。

Q1-5. 県外で貸付を利用し、その後に兵庫県に転居し住所変更手続きも完了している場合、兵庫県社会福祉協議会で償還免除や口座登録手続きをすればよいですか？

⇒償還に関することは、貸付を利用された都道府県社会福祉協議会にて手続きをしていただく必要があるため、兵庫県社会福祉協議会にて免除申請や口座登録の手続きをおこなうことはできません。必要書類は、貸付を利用された都道府県社会福祉協議会から送られることとなりますので、手続きの詳細は貸付利用時の都道府県社会福祉協議会にお問合せください。

Q1-6. 宛先氏名の漢字が表記されていないが、手続きしても大丈夫ですか？

⇒宛名の氏名に旧字・異字体・略字等の外字を使用している場合、J I S規格第一・第二水準以外の文字は表示されず、フリガナ表示のみになっていますので、ご了承ください。手続きはおこなえます。

Q1-7. 貸付申込をした社会福祉協議会でなくても口座登録や償還免除申請の相談を行うことができますか？

⇒登録している住所を「お住いの住所地」として送付しています。基本は、送付先住所の市区町社会福祉協議会にてご相談ください。（転居の場合はQ1-3参照）